

# 宇都宮市出資法人等の運営等に対する関与の基本方針

令和3年3月22日制定

## 1 策定の目的

出資法人等の自主的・自立的なマネジメントを確立し、環境の変化や運営リスクに適切に対応できる経営基盤の構築や、出資法人等を市が支援するという“タテ”の関係性から、出資法人等の強みや特性を生かし市と出資法人等が連携・協働するというパートナーシップとなる“ヨコ”の関係性を構築するため、「事業の充実・重点化」や「健全経営の維持と経営の更なる改善」、「組織・人事体制の強化」などこれまでの「出資法人等改革推進計画」の基本的な考え方を引き継ぎつつ、出資法人等の自立的な経営努力がより一層活性化されるよう、市と出資法人等の役割分担や関与の在り方を明らかにするとともに、行政機能を補完・代替・支援するという出資法人等本来の役割に基づきながら「連携・活用」を図ることで、民間の経営ノウハウ等を生かした市民サービスの更なる向上を目指し、「宇都宮市出資法人等の運営等に対する関与の基本方針」を定める。

## 2 出資法人等に対する関与の基本的な考え方

出資法人等は「自主的・自立的な経営」と「行政機能の補完・代替・支援」という2つの役割を担っていることを踏まえ、市は、次の事項に配慮し関与を行うものとする。

### (1) 自主性の尊重

出資法人等は市から独立した法人格を有する団体であり、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等に基づきガバナンスを構築し、自らの責任と能力による自主的・自立的な経営を行うこととし、市の関与については、原則、最も効率的かつ必要最小限のものとする。

### (2) 出資法人等の特性に応じた関与

出資法人等の役割や課題に応じて、財政的・人的な側面等から市として必要な関与を行うこととし、経営基盤の健全化や組織・人員体制の強化等を図る上で必要と認める出資法人等については、個別に「経営健全化計画」の策定などを求めるものとする。

### (3) 連携強化の促進

出資法人等は、公共性と企業性を併せ持つ存在として、市の施策事業を補完し、又は自ら公益的な事業を安定的に実施することで、住民の福祉の増進に寄与する団体であることから、団体の得意分野を市が積極的に活用し、市が目指す行政目的と出資法人等の設立目的を効果的・効率的に達成できるよう、市との連携強化を促進する。

## 3 対象団体

本方針では、「市が4分の1以上を出資・出えん（以下「出資」という。）している団体のうち、設立主体が国・県等である団体を除くもの」と「市が継続的に人的・財政的に関与している団体で、設立目的を効果的に実現するために指導・監督、支援等を行う必要があると認めるもの」を出資法人等と位置付ける。

※ 「出資を行っているが、設立主体が国・県である団体」については、出資者としての立場から、必要に応じた要請を行っていく。

## 4 出資法人等が担う役割

### (1) 事業の充実・重点化

自らの経営資源を効果的・効率的に活用し、その設立目的の達成と多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ適切に対応していくため、継続的に経費の削減や事業運営の改善に努めながら、既存事業の見直し・重点化やニーズを捉えた新たな事業の充実化等を図る。

### (2) 健全経営の維持と更なる改善

- ・ 業務の有効性や効率性、財務報告の信頼性、資産の保全、法令等の遵守といった内部統制機能を継続的・効果的に発揮する。
- ・ 事業の継続的な実施や経営の安定化を図っていくよう、自主事業の収入や寄付金、会費収入等の自主財源の確保に努めるとともに、基金等の保有財産については、必要最小限のものとして、計画的かつ適切な保有・活用に努める。

### (3) 組織・人員体制の強化

- ・ 事業内容や業務量に応じた適正な定員を維持するなど、効率的な組織体制を構築するとともに、中長期的な視点に立った人材育成の充実を図る。また、職員の給与や諸手当については、市や民間の給与を参考に給与水準等の均衡に配慮し、必要に応じて見直しを行うなど、妥当性について検証していく。
- ・ 正規職員の採用に当たっては、将来に渡る財政的負担や経営への影響が大きいことから、事業の効率化の余地や多様な勤務形態の活用などを十分に考慮した上で検討するとともに、年齢構成や事業運営の継続性を含めた計画的な採用に努める。

### (4) 情報公開の推進

出資法人等は、事業内容や経営状況の透明性を高めるため、自ら行う事業や管理運営する施設等の情報に加え、自ら作成する経営計画や財務諸表等の経営状況などについて、ホームページ等を活用し、積極的に公開する。

## 5 市が担う役割

### (1) 財政的関与の適正化の推進

- ・ 市からの補助金については、必要性や金額の妥当性などについて、出資法人等の収支状況や基金等の保有額などを踏まえて検証する。
- ・ 市が出資法人等に随意契約で委託している場合や非公募で指定管理者にしている場合などは、競争性の観点から委託料等の妥当性について検証するなど、継続的な見直しを行う。

### (2) 人的関与の適正化の推進

出資法人等の意欲向上を図りつつ、民間の資金や人材、経営ノウハウなどを活用しながら主体性・自立性を発揮できるよう、引き続き、団体の要請に基づく職員の派遣については、最小限

に止め、適正化に努める。

### (3) 経営状況の評価

出資法人等の経営の透明性及び自主的かつ健全な経営の促進、経営課題等の把握と、市民への積極的かつ分かりやすい情報提供の推進及び行政における説明責任を確保するため、市は、毎年度の経営状況等に係る評価を行うとともに、市ホームページ等で公表する。なお、評価結果を踏まえ、市は必要に応じて出資法人等の経営の独立性（主体性・自立性）を損なわないよう留意しながら、適切な指導・助言を行う。

## 6 出資法人等への指導・監督

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第221条第2項及び第3項に基づき、市の財政的支援や人的支援の目的を達し、予算の執行の適正を期するため、市は出資者等の立場から出資法人等を指導・監督する責務があることから、適宜、市は出資法人等の事業内容や経営状況等を把握しつつ、適切な指導助言及び支援などを行う。

### (1) 指導・監督に係る分掌

出資法人等の所管部局は、所管する出資法人等の経営について、その状況を的確に把握し、必要な指導・監督を行うものとし、行政経営部は、所管部局による指導・監督が適正かつ円滑に行われるよう、必要な支援、調整を行うものとする。なお、指導・監督を行うに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ① 事業内容が、出資法人等の設立目的に合致しており、かつ、社会経済環境の変化に的確に対応しているものであること。
- ② 団体経営が、関係法令に基づき適正かつ効果的・効率的に行われ、資産の運用状況及び経営状況に係る健全性、妥当性及び透明性が確保されていること。
- ③ 出資法人等の組織体制が、事業内容や経営状況等に応じた簡素かつ効率的なものであるとともに、将来の事業領域や収支見通しを見据えたものであること。
- ④ 市が行う出資、出せん、補助、委託その他財政的支援が、支出の目的に合致するとともに、必要最小限のものであること。
- ⑤ 市によらない収入を有する出資法人等にあつては、経営の自立化に向けて取り組んでいること。

### (2) 協議事項

出資法人等が次に掲げる事項を行おうとする場合には、あらかじめ市に協議を求めるものとする。なお、市が非出資である監理団体においては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）その他関係法令に特別の定めのある場合を除き、市の予算執行の適正を期するため必要と認められる範囲において協議を行うものとする。

#### ア 組織経営に関する事項

- ① 解散、統合、地位の継承その他これらに類する行為に関すること
- ② 定款、寄付行為、規約その他これらに準ずるものの変更（軽微なものを除く。）に関する

こと。

- ③ 資本金，基本財産その他これらに準ずるものの変更に関する事。
- ④ 役員ノ構成，組織体制ノ変更（軽微なものを除く。）に関する事。
- ⑤ 事業ノ拡大・縮小に伴う職員定数（非正規職員を含む。）ノ増減に関する事。
- ⑥ 団体経営に関する重要事項に関する事。

#### **イ 事業等ノ管理に関する事項**

- ① 役職員ノ任免，懲戒，給与，特例的な昇任及び昇給その他処遇に関する事。
- ② 職員ノ採用及び配置に関する事。
- ③ 事業計画ノ決定及び予算ノ作成・変更に関する事。
- ④ 事業内容ノ変更（軽微なものを除く。）に関する事。

#### **(3) 調査等**

この方針ノ目的ヲ達スルために必要ト認メル場合には，法第221条第2項及び第3項ノ規定に基づキ，出資法人等ノ対シテ，その経営状況を調査シ，又は報告ヲ求め，その結果に基づキ，当該出資法人等ノ対シ必要な措置ヲ講ズルことを求めることができる。